

令和7年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務

2 趣旨

本事業は、当該ビジョンでキーワードとする「冬季の観光誘客による観光需要の平準化」、「消費額増加」の2つの観点を特に意識し、人口が集中する大都市を中心とした国内へ観光情報等の発信を図るもの。

3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、プロモーション事業の運営等に係る以下の業務を行うものとする。

(1) 事業の企画運営

国内在住の20代～40代男女（新規及びリピーター）をメインターゲットとし、本市における「冬季魅力の認知度向上」、「冬季の観光誘客」、「消費額増加」に資するようなプロモーションを企画運営すること。

(2) プロモーションの企画運営

ア デジタルプロモーションに特化し、ターゲットに訴求するプロモーションを行うこと。

イ 冬季の松本の魅力について情報発信を行うこと。

ウ 冬山・温泉を活用し、市内を周遊するプロモーションを企画運営すること。

エ 市内の二次交通（バスなど）の利用促進を図るプロモーションを企画運営すること。

オ ランディングページを制作する場合は、ランディングページ内に、別サイトへのリンクバナーや委託者が指示する観光情報についても記載すること。なお、ランディングページは、市公式観光サイト（新まつもと物語プロジェクト）のサブドメインを使用し、制作する際は当該サイトの受託事業者と調整等を行うこと。

※ 市公式観光サイトがリニューアルされ、（令和8年3月リニューアルオープン予定）ランディングページの移設が必要となった場合は、追加費用なく速やかに対応すること。

(3) 効果測定及び報告

ア 当該業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、事業終了後の報告書において結果を示すこと。また、結果について分析し、次年度以降のプロモーションについて助言をすること。

(4) 共通項目

ア 円滑な事業実施のため、定期的に打合せを実施し、その会議内容について毎回記録をとり、1週間以内に会議録を提出すること。

イ 本事業で作成する静止画や動画等制作物の著作権、所有権及び利用権は原則松本市に帰属し、本市が無償かつ条件の制限なく利用可能なものとする。

また、コンテンツリストを作成し、本事業終了後も利用可能なものとする。

ウ 本プロモーションの問い合わせの対応等必要な事務局機能を担うこと。

5 業務報告書の提出

(1) 受託者は月1回の月次報告に加えて、委託者の指示により広告の成果等の実績を求められた場合には速やかに提出すること。

(2) 業務終了後は、業務報告書を提出すること。なお、紙での納品のほかに、電子データも納品すること。

(3) 最終報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

6 委託料の支払い

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、受注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

7 その他

(1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。

(2) 受託者は、松本市の個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他人の漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(3) 成果品の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。

(4) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市の許可なくほかに公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。

(7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

8 担当

松本市文化観光部観光ブランド課 担当者 館

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。